

第 2 期（平成 25 年～29 年度）

特定健康診査実施計画

ペイシアグループ健康保険組合

I 背景及び趣旨

我が国は、国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化により大きな環境変化に直面している。

このような状況に対応するために、高齢者の医療確保に関する法律に基づいて、医療保険者に対し、40 歳～74 歳の加入者を対象とする、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目した、生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）および保健指導（特定保健指導）の実施を義務づけることとなり、今後、第 2 期も継続して実施することとなった。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施、ならびにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

II 達成しようとする目標

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌水準をもとに、ペイシアグループ健康保険組合における目標値は、以下の通り定める。

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%とする。この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

特定健康診査目標実施率（%）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
被保険者	83	86	89	92	95	—
被扶養者	48	51	54	57	60	—
被保険者＋被扶養者	73	78	82	86	90	90

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率 30%とする。この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

特定保健指導目標実施率（%）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
被保険者	10	16	22	28	35	—
被扶養者	3	6	9	12	15	—
被保険者＋被扶養者	8	14	20	25	30	60

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 25 年度において、平成 29 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25%以上とする。

III 特定健康診査等の実施方法

1

(1) 実施形態

当組合では、特定健康診査の実施に代え、一般健診・人間ドックを医療機関に委託し実施する。被保険者については、事業主健診データを事業主より受領することにより、特定健診を実施したこととみなす。被扶養者については、集合契約による特定健康診査を実施する。

(2) 実施場所

当組合が契約している医療機関および、代表保険者である健康保険組合連合会が契約した全国規模の機関グループ団体（日本ドック学会/日本病院学会・日本総合健診医学会・全日本病院協会・結核予防会・予防医学事業中央会・全国労働衛生団体連合会）の会員の医療機関

(3) 受診方法

[一般健診・人間ドック]

- ・ 特定健康診査対象予定者に対し、健診実施前年度 11 月頃に、受診案内と利用申込書を、事業主経由で本人（被扶養者については、被保険者経由）に送付する。保険者は、利用機関と受診日決定後、利用決定通知書を事業主経由で本人に送付する。対象者は、利用決定通知書を健診機関に提示し、決定した場所、日時で特定健康診査（一般健診・人間ドック）を受ける。

[集合契約による特定健康診査]

- ・ 特定健康診査対象の被扶養者に対し、年度当初に、受診案内・受診券・健診機関リストを作成し、直接本人宛に送付する。受診者は、健診機関リストの中から希望する機関を選び、予約を取って特定健康診査を受ける。
- ・ 特定健康診査受診にかかる自己負担金は無料とする。

2 特定保健指導の実施方法

(1) 実施形態

当組合に所属する保健師および集合契約による特定保健指導を実施する。

(2) 実施場所

各事業所等および代表保険者である健康保険組合連合会が契約した全国規模の機関グループ団体（日本ドック学会／日本病院学会・日本総合健診医学会・全日本病院協会・結核予防会・予防医学事業中央会・全国労働衛生団体連合会）の会員の医療機関

(3) 利用方法

[当組合に所属する保健師による特定保健指導]

- ・ 特定保健指導対象者に対し、保健指導の案内を作成し、事業主経由で本人（被扶養者については、被扶養者経由）に送付する。
- ・ 当組合保健師が日程調整を行い、利用者は、決定した日時・場所で、特定保健指導を受ける。
- ・ 特定保健指導にかかる自己負担金は無料とする。

[集合契約による特定保健指導]

- ・ 特定保健指導対象者に対し、保健指導の案内と利用券を作成し、事業主経由で本人（被扶養者については、被保険者経由）に送付する。
- ・ 利用者は、基本的に健診を受けた健診機関にて予約を取り、特定保健指導を受ける。
- ・ 特定保健指導利用にかかる自己負担金は無料とする。

IV 個人情報保護

特定健康診査及び特定保健指導で得られる情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」）を遵守し、適切かつ厳重な管理を行う。

当健康組合の個人情報取り扱い責任者は、常務理事とし、またデータの利用者は当組合職員に限る。

外部委託の際には、個人情報の厳重な管理・目的外使用の禁止等を契約書に明記することとし、委託医療機関についても守秘義務を徹底する。

V 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画は、ベシシアグループ健康保険組合健康管理推進委員会において毎年、評価・見直しを行う。